

障がい者スポーツ行動推進計画の令和5年度（育成期）取組検証

資料7-1

1 障がい者スポーツを身近な地域で楽しめる環境整備

| | 推進計画に掲げた取組項目 | 令和5年度実績等 |
|---|--|---|
| 1 | 障がい児やその保護者がスポーツに取り組む初期のきっかけづくりの提供 | ・みらいアスリートディレクターや障がい者スポーツ地域コーディネーター（以下「ディレクター等」という。）が、特別支援学校等に出向き体験会開催。 |
| 2 | 障がい者スポーツを楽しめる動機付けとなる企画の実施 | ・ディレクター等が特別支援学校等に出向き体験会の開催。児童生徒の保護者向けの体験会等を実施。 ・長野県障がい者スポーツ協会（以下「県協会」という。）主催の子ども向け事業の実施。 |
| 3 | 総合型地域スポーツクラブが障がいやスポーツを実施するノウハウ獲得の支援 | ・総合型地域スポーツクラブの活動を県職員が支援。（2クラブのべ3回）。また支援活動の報告書を全クラブへ配布。 ・総合型地域スポーツクラブを対象に障がい者スポーツに関するアンケートを実施。障がい者が参加できるプログラム作りの参考のため、集計結果を全クラブに提供。 |
| 4 | 地域の体育施設を円滑に使用できるよう施設管理者への働きかけ | ・市町村に対し、障がい者スポーツ機会の確保についての配慮を依頼。 |
| 5 | 県スポの開催のあり方検討（開催時期、場所、実施競技種目、全障スポ選考方法等） | ・4年ぶりに県スポを開催（分散開催）。参加人数575名。コロナ禍前に比べ半減。 ・市町村等への周知方法の改善。（募集時期を早め、市町村広報用の文例を参考に提供） ・コロナ感染症分類 5類への引下げが大会募集の時期と重なった。 |
| 6 | 障がい者が主体的に利用できるよう既存施設のスポーツ拠点を活用した拠点づくり | ・サンアップルやサンスポを中心とした支援を実施。 ・総合型地域スポーツクラブへの助成（令和元～）が国採択基準の変更により中止。急遽県職員の派遣支援を実施。 |

2 障がい者スポーツを支える人材の育成

| | 推進計画に掲げた取組 | 令和5年度実績等 |
|---|---------------------------------------|--|
| 1 | 障がい者がスポーツについて気軽に相談できる窓口の充実 | ・みらいアスリートディレクター（2名）【前特別支援学校校長】を広域で対応できるように長野市と塩尻市に配置。 |
| 2 | 地域で障がい者とスポーツ指導員等とのコーディネート業務を担える人材の育成 | ・県内のパラスポーツ指導員は、県障がい者スポーツ指導員協議会が会員を管理。4地区に分かれて活動。R6以降、指導員を含む競技支援者のスキルアップが図られるよう取り組む。 |
| 3 | 一般スポーツ指導者に対する障がい者スポーツ指導員の資格取得の働きかけや支援 | ・パラスポーツ指導員（初級）研修を2回実施。（県が県協会に委託） ・7月は24名（長野市サンアップル）、1月は31名（塩尻市）修了。 ・今後は一般スポーツ団体との連携を推進する仕組みづくりと資格取得の働きかけを強化。 |
| 4 | 障がい者スポーツ指導員の活動意識を高める競技ごとのスキルアップ研修の実施 | ・今後、競技力向上や競技役員の養成が進むタイミングで、パラスポーツ指導員を含む競技支援者のスキルアップが図られるよう取組を実施予定。 |
| 5 | 特別支援学校でのスポーツ指導を行う専門家の養成・派遣 | ・ディレクター等が特別支援学校の体育授業に参加。ボッチャ体験会等など、障がい者スポーツに対する支援助言等を実施。 ・引き続き特別支援学校等に働きかけ、学校の要望等を聞きながら取組を推進する。 |

3 すべての人が交流できる機会の提供

| | 推進計画に掲げた取組項目 | 令和5年度実績等 |
|---|---|--|
| 1 | I'mPOSSIBLE等の教育プログラムを実践できるスキルを持つ県内講師の養成 | ・パラ学では3名の講師が活動（R5見込95クラス）。 |
| 2 | 障がい者スポーツ、共生社会の構築に対する企業や事業所等の理解促進 | ・『ともいきカンパニー認定制度』 県障がい者共生条例施行に伴い創設。優れた合理的配慮を提供する事業所を県が認定。R6.1現在 345事業所を認定。 ・県職員が民間企業等から依頼を受け、スポーツを通じた共生社会づくりについて出前講座を実施。 |
| 3 | 指導員、地域スポーツクラブ、スポーツ推進員、スポーツレク指導者等の連携体制構築 | ・R6も個々の障がい者の要望や置かれている状況により、連携に必要な人材や組織等の体制を構築していく。 |
| 4 | 誰でも楽しめる障がい者スポーツの大会参加を通じた交流の場の提供 | ・県ボッチャ競技大会（地区予選参加 104チーム）、パラウェーブ広場（8月24時間tv、10月県庁マルシェ、1月イオンモール佐久平） |
| 5 | 公民館活動におけるスポーツを通じた地域密着型の交流活動の展開 | ・県公民館組織に対し、パラウェーブNAGANOの活動状況を情報提供し、障がい者スポーツに対する関心を喚起。 ・公民館主催の障がい者スポーツ研修に講師として参加。 |
| 6 | 子どものころから障がい者スポーツに触れる機会の拡大 | ・パラ学の実施（R5見込95クラス） |

4 障がい者スポーツの選手の発掘・育成

| | 推進計画に掲げた取組項目 | 令和5年度実績等 |
|---|---|---|
| 1 | 特別支援学校に対する団体競技の普及活動の促進 | ・ディレクター等が、特別支援学校等に出向き体験会開催。 |
| 2 | 市町村福祉担当部署と連携したアスリート候補者の発掘 | ・ディレクター等が市町村担当者から、有望なアスリートの情報収集。 |
| 3 | 選手の高齢化を踏まえた小中高生の選手の育成強化 | ・ディレクター等が、特別支援学校等に出向き体験会開催。 |
| 4 | 福祉関係者、事業所に対するスポーツ活動への理解・参加の働きかけ | ・ディレクター等が、選手の発掘育成のため障害福祉サービス事業所等へ訪問。 ・地区スポや県スポの開催時、福祉関係者や障害福祉サービス事業所等に対し、協力や参加を依頼。 |
| 5 | 全障スポに向けた団体競技の強化促進 | ・ディレクター等が障害福祉サービス事業所等に働きかけ団体競技支援を実施。 ・ディレクター等が信州やまなみ全障スポに向け、新たな競技団体の設立を支援。（知的バレーボール） ・ディレクター等が、既存の団体競技のチーム強化や新たな競技団体設立のため一般スポーツ競技団体との連携を強化。 |
| 6 | 競技をしたい人とスポーツや競技との出会いをつなぐプログラムの実施 参考 東京都パラスポーツ次世代選手発掘プログラム | ・R5.12 ジャパン ライジングスタープロジェクト（日本パラスポーツ協会主催）をサンアップルで実施（当日参加者 14名うち本県5名）。当日は基礎測定、専門測定を実施後、日本パラスポーツ協会加盟の競技団体と個別相談。 |
| 7 | 選手の育成・強化、競技団体の強化策に関する提言（協会専門部会）による施策の具体化 | ・信州やまなみ全障スポに向け、一般競技団体からの支援を取り入れた組織体制については今後検討予定。 |

5 障がい者スポーツの競技力向上

| | 推進計画に掲げた取組項目 | 令和5年度実績等 |
|---|----------------------------------|--|
| 1 | スポーツ団体（障がい者・一般）の競技力向上に向けた連携強化 | ・競技団体設立に向けた活動等でディレクター等が一般競技団体からの協力・支援により連携を強化。 ・今後競技ごとの計画を策定する段階で連携を更に強化。 ・一般競技団体が参集した会議等で、障がい者スポーツへの協力を県から依頼。 |
| 2 | 団体競技の強化に向けた選手発掘、練習強化、指導者育成の支援促進 | ・みらいアスリートディレクター等の選手発掘。 ・令和6年度に向け、記録会等の強化や団体競技に対する支援を検討。 |
| 3 | 全障スポの競技運営を支える審判等の競技役員の養成、養成制度の構築 | ・県が障がい独自6種目を中心に審判を養成予定。 ・R5に養成計画を策定し養成を開始。 |
| 4 | 養護学校体育連盟で取り組むチーム競技参加への働きかけ | ・県内の8つの特別支援学校（全20校）でバスケットボール部を展開。養護学校体育連盟（特別支援学校の体育教員が集まる協議会）が支援。 ・令和6年度に向け、県スポの開催方式の転換。一般競技団体と連携して、自主開催。 |
| 5 | 勝てる競技力を目指す選手、指導者の意識改革 | ・パラアスリート育成支援事業で医科学サポートに要する経費を補助。 ・令和6年度に向け、指導者の意識改革のための取組（研修会の実施）を検討。 |

障がい者スポーツに対する理解促進

| | 推進計画に掲げた取組項目 | 令和5年度実績等 |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | SNS、マスメディア等を活用した情報発信 | ・長野車いすマラソン大会、県スポ、協会事業等を積極的にプレスリリース。 ・全国障害者スポーツ鹿児島大会では、団体競技が活躍したが、メディアでの取り上げがほとんどなかった。 ・令和6年度に向け、メディアにより多くの機会を取り上げてもらうよう戦略性をもって対応。 |
| 2 | スポーツをする障がい者と行政との双方向の情報伝達の確立 | ・SNSを活用した双方向発信の円滑な管理運営にはルール作りが必要。今後効果的な活用方法について研究。 |